公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第１号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
磐田郡中泉町中泉1475番地の４
杉原　佐一
磐田市中泉1474番地の３
杉本　秋次
磐田市中泉1367番地の１
伊藤栄次郎
磐田市中泉1480番地の３
鈴木　寅蔵
磐田市中泉1367番地の４
鈴木　左源
磐田市中泉1473番地の２
青島　唯一
磐田市中泉1367番地
滝　　台次
磐田市中泉136番地
冨田徳三郎
磐田市中泉1473番地の１
金子八百吉
磐田市中泉1369番地の２
藤原　伝吉
磐田郡見付町2647番地の２
関　　茂作

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
磐田市中泉字東新町202番２　畑36.00㎡
基準地積36.83㎡　権利価額2,050,752円
②　換地処分後の土地
磐田市中泉三丁目５番９　宅地29.02㎡
権利価額2,050,752円
③　清算金精算額０円

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第２号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
磐田市二之宮1086番地
神谷　喜一

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
磐田市中泉字東町408番４
公衆用道路105.00㎡　基準地積107.43㎡
権利価額701,376円
磐田市二之宮字若宮西1542番５
宅地106.54㎡　基準地積109.01㎡
権利価格690,624円
②　清算金精算額　交付金1,392,000円
③　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算法第104条第１項により消滅

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第３号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
磐田市二之宮1766番地の１
宮地清一郎

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
磐田市二之宮字外野1554番２
公衆用道路59.00㎡　基準地積60.57㎡
権利価額372,096円
②　清算金精算額　交付金372,096円
③　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算法第104条第１項により消滅

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第４号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修